

将来にわたって安定的に市民サービスを提供するため 更なる行財政改革を強力に推進します。

本市においては、平成24年以降、国へ積極的に要請等を行い、政府の支援のもと高率補助や交付金等の増額を実現するなど多くの財源を確保してまいりました。

それにより長年休止状態であった「宜野湾11号道路整備事業」や「普天間飛行場周辺まちづくり事業」の事業化、上大謝名、長田、真志喜地区などにおける地域コミュニティ施設等の整備、また子育て世代の負担軽減を目的とした「小学校給食費助成事業」や「子ども医療費助成事業」、さらに「はごろも小学校校舎新築事業」や「志真志小学校校舎増改築事業」などの教育関連施設の整備といった数多くの政策事業を実施してまいりました。

また、行財政改革については、「宜野湾市外部委託等推進方針」(平成25年4月策定)に基づき、特別養護老人ホーム福寿園や野嵩保育所の民間譲渡など民間活力を積極的に導入し、最少の経費で最大の効果を挙げるべく取り組んできたことで多額の行革効果を生み出してきたところでございます。

しかしながら、本市の財政状況については、市税は順調に増加しているものの、それ以上に生活保護や児童福祉、障がい福祉といったいわゆる社会保障関係費等の伸びが著しく、財政状況は依然として厳しい状況にあり、平成31年度(令和元年度)予算編成においても多額の基金(市の貯金)の取り崩しを余儀なくされました。

このままでは令和2年度の予算編成で活用可能な全ての基金を取り崩しても、なお財源不足が生じるという非常に厳しい状況が想定されております。

これまで行財政改革を推進してきたところでありますが、この危機的な財政状況を打開し、将来にわたって安定的に市民サービスを提供していくためにも、ここで一旦立ち止まり、更なる改革を検討する必要があります。

このような状況を受けて、本市では、今年度「宜野湾市行財政改革・集中改革方針2019」を策定しており、今後、老朽化等により確実に更新が必要となる各種公共施設等への対応や市民の安全・安心を守る事業の実施などはもちろんのこと、行政の停滞を生じさせないように職員一丸となって、更なる行財政改革を強力に推進してまいりますので、市民の皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

宜野湾市長 **松川 正則**

※行財政改革の具体的な取り組み等については、あらためて市報および市ホームページにて公表していく予定です。

問合せ 財政課 内線 412・413 行政改革推進室 内線 331

軍用地の買取りについて [5,000万円までの特別控除の適用があります]

市と県は普天間飛行場返還後のより良いまちづくりを進めることを目的に、学校用地(市)や道路用地(県)の確保のため、普天間飛行場内の土地先行取得を実施します。

市・県に売却した場合、譲渡所得について最高5,000万円までの特別控除が受けられます。(ただし、国税事務所との協議により特別控除を受けられない場合もあります)

準備いただくもの

①印鑑(認印でも可)／本人確認書類(免許証等)／土地賃借料算定調書および土地明細書(最新のもの)

受付期間

第3期 9/2(月)～10/31(木)

※不明な点などございましたら、まち未来課までご相談ください。

問 まち未来課 内線 309

住宅リフォーム支援事業 補助金のお知らせ

市では、居住内のバリアフリー・断熱工事など既存住宅のリフォームを市内の施工業者を利用した場合、その工事費の一部を補助します。

申込期限 ～12/27(金)まで ※予算の上限に達し次第受付を終了します。

補助金額 対象工事費総額の20%で、補助限度額が20万円です。

対象となる人(次の要件にすべて該当する方)

- ①市内に住所登録され、現に市に居住している方
- ②市税や国民健康保険等について滞納のない方 ※同居されている方も含む

対象住宅

自らが住んでいる市内の住宅(建築後一年以上経過していること)

※貸家の場合は、所有者の承諾が必要です。

対象工事(次の要件にすべて該当する工事)

- ①市内業者(市内に本社または事業所を有する事。また、市内に住民登録をしている個人事業主)が実施する工事
- ②対象工事が20万円以上(消費税含む)の工事
- ③指定の工事内容であること
 - ・住居内のバリアフリー工事
 - ・屋上、壁、床の断熱工事
 - ・県産材を使用した改修工事
 - ・住宅の耐久性を向上させる改修や補修

※工事内容に要件があります。詳しくはお問合せください。

※既に着工している工事は対象となりません。

※請負業者が工事を一括して第三者に請負させた場合は対象となりません。

※補助対象は令和2年2月28日(金)までに完了報告ができる工事です。

詳しくは市ホームページまたは下記までお問合せください。

問 建築家 ☎893-4420